

○警察庁の定員に関する訓令（昭和44年6月30日 警察庁訓令第6号）

（最終改正 令和8年4月8日 警察庁訓令第4号）

（警察庁の定員）

第1条 警察庁の各地方機関別の定員並びに内部部局、各附属機関別及び各地方機関別の警察官（皇宮警察本部にあつては、皇宮護衛官）の階級別定員は、次のとおりとする。

階級等	区分	内 部 部 局	附 属 機 関			地 方 機 関			合 計
			警 察 大 学 校	科 学 警 察 研 究 所	皇 宮 警 察 本 部	管 区 警 察 局	東 京 都 警 察 情 報 通 信 部	北 海 道 警 察 情 報 通 信 部	
警 察 官	長 官	1 人							1 人
	警 視 監 又 は 警 視 長	39 人	6 人	1 人		11 人			57 人
	警 視 長 又 は 警 視 正	77 人	10 人	1 人		20 人			108 人
	警 視 正 又 は 警 視	534 人	47 人	4 人		237 人	2 人	3 人	827 人
	警 部	852 人	13 人			364 人	1 人	1 人	1,231 人
	警 部 補					242 人			242 人
	計	1,503 人	76 人	6 人		874 人	3 人	4 人	2,466 人
皇 宮 護 衛 官	皇宮警視監又は皇宮警視長				2 人				2 人
	皇宮警視長又は皇宮警視正				2 人				2 人
	皇宮警視正又は皇宮警視				57 人				57 人
	皇 宮 警 部				132 人				132 人
	皇 宮 警 部 補				225 人				225 人
	皇 宮 巡 査 部 長				275 人				275 人
	皇 宮 巡 査				209 人				209 人
計				902 人				902 人	
事務官、技官その他の職員		1,166 人	120 人	123 人	40 人	2,923 人	215 人	240 人	4,827 人
合 計		2,669 人	196 人	129 人	942 人	3,797 人	218 人	244 人	8,195 人

第2条 警察庁の各管区警察局別（各管区警察学校別を含む。）の定員および警察官の階級別定員は、前条に規定する定員の範囲内において、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和44年6月30日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 内部部局の警部の定員は、第1条の規定にかかわらず、令和8年9月30日までの間は、886人とする。